

番号	参加会場	質問	回答
1	第1回 松本会場	許認可を受ける盛土・切土とは別の範囲において、建築物の工事を行う場合、盛土等の許可が出る前から先行して実施することはできるか。	盛土等の許認可に係らない建築物等の建設は、盛土の許可に関わらず先行して実施することは可能です。
2	第1回 松本会場	令和7年5月26日の区域指定前に完了したものは、規制の対象外と考えてよいか。	区域指定日の令和7年5月26日より前に完了したものは、許可や届出等の手続きの必要はありません。
3	第1回 松本会場	ほ場の大区画化等は規制対象になり得るとあるが、各種法令に基づいて行われるものの中に土地改良法がある。土地改良法に基づいて行われる大区画化等は不要となるのか。	規制対象になり得るのは、土地改良法に基づかない場合の工事であるため、土地改良法に基づく土地改良事業で大区画化等の工事を行う場合は許可不要となります。
4	第1回 松本会場	既に実施している工事に係る届出について、許可不要の法令に基づき実施している工事は、届出は必要か。	区域指定から21日以内に必要とされる継続工事の届出は、許可不要の法令に基づいて実施しているものは届出不要となります。
5	第1回 松本会場	規制区域について、法律では必要最小限の区域を指定することとなっているが、県内全域を規制区域にすることに至った経緯は。	法律では必要最小限の区域と記載があるが、その後の国の会議等で必要な範囲をできる限り広く、と変化してきています。国が示した実施要領等に基づき調査を行った結果であり、ご理解いただきたい。
6	第1回 松本会場	30cm以下の盛土許可不要について、都道府県の条例等で緩和することができるとなっているが、40cm等に緩和する予定はあるか。	30cmという基準は国が示しているものであり、何cmなら災害が起こらないかという根拠を県で持ち合わせていないため、30cmの取扱いを緩和する予定はありません。
7	第1回 松本会場	現在の盛土条例で、役員の住民票の写しなどの取得に苦労している。盛土規制法でも同じような書類の提出を求めるのか。	具体的な書類については今後手引きでお示しするが、省令で定める必要書類の中に役員の住民票の写しがあり、省略はできないためご理解いただきたい。
8	第1回 松本会場	鉱山保安法で粉塵を堆積する際に届出を出す規定があるが、それらも許可不要となるのか。	政令第5条の記載では、「鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事」と記載されています。この規定以外の届出等は、別途盛土規制法の手続きも必要になります。
9	第1回 松本会場	盛土条例の申請を考えているが、区域指定日までに条例が許可にならなかった場合、盛土規制法の手続きが必要になるのか。	盛土条例を申請し許可を受けていたとしても、区域指定時点で盛土工事に着手をしていない場合は、盛土規制法の手続きが改めて必要になります。盛土条例の処理期間は90日であり、現時点で申請をしても区域指定ギリギリの許可となり、二度手間となる可能性が高いと考えています。
10	第1回 松本会場	他の法令等により確認が行われる工事は許可不要とのことであるが、届出は必要か。	許可と同様に届出も不要です。
11	第1回 松本会場	説明会の資料25ページでほ場の大区画化や盛土を伴う田畑転換などは規制対象になり得ると記載されてます。20ページで許可を要しない工事として各種法令の規定により受けた許可等に基づいて行われる工事として土地改良法があります。土地改良法の許可を得ているほ場整備事業は許可申請も届け出も不要でいいでしょうか？30ページの届け出も不要でしょうか？	「各種法令の規定により受けた許可等に基づいて行われる工事」とは、盛土規制法の省令第8条各号に記載された、各関係法令ごとの該当条項に規定された工事等のことです。例えば土地改良法であれば、「土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事」とされており、当該工事等については許可申請も届出も不要となります。
12	第1回 松本会場	技術基準の中に設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用の項目に79条鉄筋かぶりがあるが、ほとんどの道路用擁壁ではクリア出来ないの、宅認擁壁を使用するとの解釈で良いのか？	盛土規制法の技術的基準として、擁壁の設置については政令第8条から第13条に基づくもの、又は第17条に基づく認定を受けたものとする必要があります。
13	第1回 松本会場	地震時の検討項目が入っていないが、検討しなくて良いとの解釈で良いか？	盛土規制法の政令第9条及び盛土等防災マニュアルに基づき、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で、常時及び地震時における擁壁の要求性能を満足するように検討してください。
14	第1回 松本会場	宅地造成(略)・特定盛土(略) 共、面積制約で該当する場合 例：構内舗装等の為、土砂の入替え(現況を路盤構成の為30cm以上の入替え)は、土地の形質変更に該当し、許可、届出が必要となりますか。	盛土又は切土をする土地の面積が規制対象規模を超えるものは、土地の形質変更に該当し、許可又は届出が必要となります。なお、舗装工事における路盤構成のための掘削及び埋戻は、舗装工事前後の地盤高によっては規制対象外となる可能性もあるので、個別にご相談ください。
15	第1回 松本会場	宅地造成(略)・特定盛土(略) 共、面積制約で該当する場合 例：敷地の高低差が1m以下 盛土高さ1m以下 切土高さ2以下 擁壁等を設置しない場合、技術的基準においては排水施設の検討のみでよろしいですか。	技術的基準については、盛土規制法及び盛土等防災マニュアル等に基づいています。具体的な計画については個別にご相談ください。
16	第1回 松本会場	特定盛土(略) の届出に該当する場合 届出で提出書類についてはどちらに明記されておりますか。 (具体的に許可申請と届出申請書類の違いがわかる場所知りたいです)	許可及び届出の申請様式及び添付書類等については、今後、申請の手引きに記載し、所管行政庁のホームページに掲載する予定です。
17	第1回 松本会場	特定盛土(略)で5月26日時点で届出に該当する場合 どのように対応しておればよろしいでしょうか。(自社の土石の仮置き場等) 例：頂いた資料P59の技術的基準に合致していないといけないのか。 例：届出が完了していないと使用できないのか。	特定盛土等規制区域内で令和7年5月26日時点で既に行われている規制対象規模の工事については、所定の届出を令和7年6月16日までに行ってください。既に行われている工事については、技術的基準に適合している必要はありませんが、土地所有者等には常時安全な状態に維持する責務があります。また、届出が完了していないと使用できないことはありません。

番号	参加会場	質問	回答
18	第1回 松本会場	現在進行している物件(例:建築物)で該当する場合について講習会では5月26日までに完了した物件以外は該当すると、説明を受けたと認識しているが、5月26日以降の完成となった場合、許可又は届出はどのように対応すればよいか。(特に技術的基準の対応)	令和7年5月26日より前から着手している物件については、技術的基準に適合している必要はありません。また、5月26日以降も工事を続けている場合は、所定の届出(法21条・40条)を行ってください。なお、土地所有者等には常時安全な状態に維持する責務があります。
19	第1回 松本会場	砂利採取登録事業者が自社所有の土地に採取後の砂利を製品として特定盛土等規制区域で2m超、300㎡超となる堆積をする場合は規制対象となるのでしょうか。	特定盛土等規制区域において、一時的な土石の堆積として、「最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの」は、届出対象となります。
20	第1回 松本会場	当社生コン事業において、残コン、戻りコンをRC(再生碎石)として加工して製品化しております。こちらのRC(再生碎石)を特定盛土等規制区域で2m超、300㎡超となる堆積をする場合は規制の対象となるのでしょうか。	貴見のとおり、再生碎石をご質問の規模で堆積する場合は、規制の対象となります。
21	第1回 松本会場	宅地造成等工事規制区域で最大堆積面積が500㎡超となる1つの土地を数社で区画分けをして土場として使用する場合、各社の使用区画の規制対象の状況に応じて各社使用区画ごとでの届出となるのでしょうか、または区画に関係無く、1つの土地として届出が必要となるの、どちらでしょうか。	盛土等が一体であるかを総合的に判断する必要があると推察しますので、土地の状況について個別にご相談ください。
22	第1回 松本会場	説明会資料22.23pの「許可を要しない工事」から、標高差30cmを超える場合、または面積が300㎡2以上の場合許可を要すると読み取れますが、28.31pの「届出を要する工事」では上記の条件は該当していません。上記条件での施行の場合、許可もしくは届出は必要なのでしょうか？	あくまで、許可や届出が必要な規模は「最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの」又は「最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの」ですので、例えば面積400㎡で高さが1mのような場合は規制対象外となります。
23	第1回 松本会場	弊社の工場施設では、砂利採取法に基づき採取した原石を洗浄選別し、砂利砂を製造しております。また、がれき類の受け入れをし、リサイクルクラッシャーランも製造しております。製品の素となる原石や、がれき類については、規制の対象外とのことでしたが、製造されたあとの製品については規制されるということでしょうか。製品ストックは流動性があります。	リサイクルクラッシャーラン(再生碎石)については、原料となるがれき類は廃棄物に該当するため規制対象外ですが、ふるい分けを行ったあとの原料及び製造された後の製品については、規制対象と考えます。砂利砂も同様に、土石としての原料や製品について規制対象となります。
24	第1回 松本会場	製品ストックが規制対象ということだと、何種類か置いてある製品のの一つ一つが対象なのか(盛土としての対象とならないストックもある)それともストックヤード全体が対象となるのでしょうか。物理的一体性とみなされるのでしょうか。	事業所等敷地内の土地の状況を具体的にお伺いしながら判断したいので、規制対象となる盛土等の扱いについて個別にご相談ください。
25	第1回 松本会場	届け出の手引きはいつ頃頂けるか？申請書類の作成にどの程度時間が掛かるか心配である。	許可又は届出の申請の手引きは3月頃にホームページに掲載する予定です。
26	第1回 松本会場	既に行われている工事 土捨て場 が複数ある為、21日間では書類の作成に余裕がない。その場合は猶予は検討して頂けるか？	届出の申請の手引きは3月頃にホームページに掲載する予定です。届出の申請期間は令和7年5月26日から6月16日までで、猶予期間はありませんので、予め書類の準備をお願いします。
27	第1回 松本会場	申請者も書類作成に時間が掛かり、大変だが申請の審査をする現地機関の方はもっと大変かと思えます。その影響により申請の許可が大幅に遅れたり、工事の進捗に影響がないか心配です。その体制づくりは確実に行って頂けるか？	申請書類の作成にあたり、できるだけ事前にご相談をお願いします。運用開始後、当面の間は、申請及び審査にかかる期間を充分に見込んで、余裕をもって工事の工程をご計画ください。
28	第1回 松本会場	資料20ページから26ページまで許可を要しない工事として記載がありますが、許可を要しない工事は、これまでの工事方法で行うことで問題ないと言うことで良いのでしょうか。盛土規制法の影響を受けないのでしょうか。	許可を要しない工事については、許可審査の際の技術的基準は適用されません。ただし、土地所有者等は盛土等を常時安全な状態に維持する責務を有し、適切に維持管理する必要がありますので、災害等のおそれが大きいと認められる危険な場合には改善命令等の対象になります。
29	第1回 松本会場	森林法第10条の林地開発許可を得て特定盛土等規制区域(予定)にて既に行なわれている盛土工事について、「説明会資料2-3許可を要しない工事の他の法令等により確認が行われる工事」に記載がありませんが、別途盛土規制法に伴う届出等が必要でしょうか。	林地開発許可など他法令の許可を受けた工事についても、令和7年5月26日時点で既に行われている工事として届出は必要です。
30	第1回 松本会場	許可を要しない工事(一時的な土石の堆積)説明資料P21災害発生のおそれがないと認められる工事(1)が一番優先されるのでしょうか。法に基づいた工事は、適正な管理、監督が行われており、また、他法律の許可も受けているので、工事現場(工場内)で行われる行為(原材料となる土石や製品の砂利等の堆積)の許可は、必要ないと考えてよいのでしょうか。	他法令の規定により受けた許可等に基づいて行われる工事のうち、盛土規制法で許可を要しない工事は、盛土規制法の政令第5条及び省令第8条に規定している工事に限られます。そのため、工場敷地内において商品又は製品の原材料となる土石の堆積は、規制対象になることがあります。
31	第1回 松本会場	説明資料P25で主に土石に該当しない商品又は・・・製品を製造する工場等の敷地内において、原材料となる土石の堆積は法の対象外との記載があります。砂利採取法等の許可を受けている工場、製造する製品も対象外でしょうか。また、耕土、石、砂利は法対象になるとの説明がありましたが、法の許可を受けている工場内であれば、建設発生土、RC耕土等は対象外でしょうか。また、工場から離れている一時仮置き場も対象外でしょうか。管理者がいる場合も対象外でしょうか。	他法令の規定により受けた許可等に基づいて行われる工事のうち、盛土規制法で許可を要しない工事は、盛土規制法の政令第5条及び省令第8条に規定している工事に限られます。例えば、砂利採取法であれば、政令第5条第4号で「砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事」に限られています。そのため、工場敷地内において土石に該当する建設発生土、RC、耕土等は規制対象になり、工場から離れている一時仮置き場も規制対象となります。
32	第1回 松本会場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物中間処理の認可を得ている場合、RCの原材料及び製品としてのストックの認可は必要でしょうか。必要な場合、どのような手続きをすればよいのでしょうか。現時点ですでにストックしている場合、申請をすればよいのでしょうか。	産業廃棄物の中間処理業の許可を得ている場合でも、RCの原材料及び製品としてのストックについて盛土規制法の許可又は届出は必要です。規制区域及び規制対象規模に応じて、所定の許可申請又は届出の手続きが必要であり、申請の手引きをご確認ください。また、令和7年5月26日時点で既に行われている工事については、令和7年6月16日までに所定の届出が必要です。
33	第1回 松本会場	説明資料P26で四方の土地より低い窪地に原材料、製品を置く場合は法対象外でしょうか。	貴見のとおりで、窪地の周囲の一番低い面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えるかどうかで判断します。

番号	参加会場	質問	回答
34	第1回 松本会場	長野県盛土条例は、盛土規制法の適用に伴い、併用されていくのでしょうか。	長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例についても当面の間は運用していきますが、盛土規制法の許可を受けたものは条例の規制対象外となります。
35	第1回 松本会場	P34,土地所有者の同意 工事の許可申請にあたっては、あらかじめ、該当の土地の使用及び収益を目的とする権利※を有する者すべての同意を得る必要とあるが、地上権や地役権者の責任の所在はどのようになるのか。 また、同意を求められた場合は、同意の判断はどのように行えばよいか。 ※対象となる権利:所有権、地上権、賃借権、使用貸借権、地役権等	土地の所有者、管理者又は占有者は、その土地を常時安全な状態に維持する責務を有し、災害のおそれが大きいと認められる場合においては改善命令の対象となります。地上権者及び地役権者についても、その占有・使用する権利内容に応じた責務を有するものと考えます。 また、同意を求められた場合は、その造成計画等と権利内容に応じて同意の可否をご判断ください。
36	第1回 松本会場	P6,責任の所在の明確化 盛土等が行われた土地では、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有する。一方で災害防止のために必要な時は、原因行為者(盛土造成者・工事施工者・過去の土地所有者等)に対しても是正処置等を命令するとある。 後者において、工事施工者の立場である際に瑕疵責任を負う期間に定めはあるのか。(施工完了後10年間等)	盛土規制法には、瑕疵責任を負う期間の定めはありません。
37	第1回 松本会場	法律では、第26条1項に、「要約:市街地等区域その他の区域の居住者その他の者(第五項及び第四十五条第一項において「居住者等」という。)の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。」とあり、また、第26条3項に、「必要最小限度にしなければならない」とあるが、全域が指定される根拠はなにか。 東京都の規制がない箇所が一般人立入禁止箇所や諸島等の山で明らかに人がいない流域ぐらいであることから察するに、長野県としてはどこに盛土されても麓には確実に住宅がありそこに土石流として襲う可能性も0%ではないので、規制対象となってしまう、という認識でよいか。実態としては、少なくともダムより下流にはいかないと思うが、そういった箇所は外さないのか。	長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例において長野県全域の盛土行為を一律に規制していることや、他県での規制区域の設定状況も踏まえ、盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要であることから、行政区域全域を規制区域に指定します。
38	第1回 松本会場	許可を受けた工事の完了手続きの中で、完了検査の申請は”工事完了から4日以内”とされているが、実際の検査(立会い)は申請後、何日後になるのか。	完了検査の申請後、検査職員と調整して検査日を定めます。
39	第1回 松本会場	改良土による盛土は規制対象となるのか？	規制対象規模に該当すれば、その盛土材の土質に関わらず対象になります。
40	第1回 松本会場	P30について すでに行われている盛土等に関する工事は、いつまで遡って調べる必要があるのか？ (建設当初や昔の工事の実績を正しく把握することは物理的に困難)	規制区域を指定する令和7年5月26日時点で既に実施中である工事が届出対象になります。 令和7年5月25日までに完了している工事については、届出の必要はありません。
41	第1回 松本会場	P12～15について 規制対象となる工事規模で、数年間かけて盛土高が2mないし5m超となる場合、届出や申請はいつ実施すればよいか？	単年度の計画が規制対象規模未満であっても、数年間かけて行う全体計画の最大規模が規制対象規模以上であれば、当初の段階から申請が必要です。
42	第1回 松本会場	P20について 「他の法令等により確認が行われる工事は届出不要」となっているが、過年度に申請済の工事も同様の扱いで良いか？ また、上記の「確認」とはどのようなことを指すのか？	盛土規制法の政令第5条及び省令第8条に規定している工事については、すでに実施中のものも含め当該工事に限って許可等は不要です。 確認とは、各法律に基づく許可等を受けたものについては、その法律に基づく検査等により確認されることを意味します。
43	第1回 松本会場	P20について 他法令(河川法や砂防法等)において工事計画を詳細説明し、他法令は許認可申請不要と判断された件名が、盛土規制法の許可を要する工事となるのか？	盛土規制法の規制対象行為であれば、許可を要する工事になります。
44	第1回 松本会場	P43について 土砂置き場のように、盛土高が常に5m超となってしまう箇所についての検査や定期報告はどうなるのか？(継続的に定期報告を実施するということか？)	一時的な土石の堆積において定期報告の対象規模であれば、継続的に定期報告を提出してください。
45	第1回 松本会場	P13、20について 盛土の定義を記載しているが、河川内の仮設(運搬路に使用する道路や仮締切)についてもこの対象となるのか？(河川内における盛土・掘削・護岸工事は許可不要行為という認識で良いか)	盛土規制法において「河川」は公共施設用地として規制対象外となっています。念のため、具体的な工事内容について個別に相談をお願いします。
46	第1回 松本会場	P20 国有林野内においては盛土等は規制対象となるのか？	国有林野内においても盛土規制法の規制対象となります。 なお、省令第8条第7号に規定する「森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事」は許可を要しない工事とされています。
47	第1回 松本会場	P22 災害の恐れが認められない工事として、表記規模以上の盛土であっても協議によって届出不要となるケース(質問35の仮締切等)はあるのか？	届出又は許可の手続きが不要になる行為は法令で規定されています。具体的な工事内容について個別に相談をお願いします。
48	第1回 松本会場	砂利採取法の許可を受けていれば、土砂搬出先(土砂集積所等)の申請は不要との認識で良いか？	他法令の規定により受けた許可等に基づいて行われる工事のうち、盛土規制法で許可を要しない工事は、盛土規制法の政令第5条及び省令第8条に規定している工事に限られます。 例えば、砂利採取法であれば、政令第5条第4号で「砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事」に限られています。 そのため、土砂搬出先については、規制対象規模に該当すれば届出又は許可が必要になります。
49	第1回 松本会場	P34について 対象土地が、相続未了地であったり、共有地である場合の取扱はどうなるのか？	盛土規制法では全員の同意が得られない場合は許可できません。(法第12条第2項第4号)

番号	参加会場	質問	回答
50	第1回 松本会場	P44、45について 「4日以内」というのは、実日数のことを指すのか？営業日を指すのか？	検査申請時期である工事完了から4日以内とは、実日数のことです。
51	第1回 松本会場	判断フロー図はあるか？	許可等の要否の判断フローは用意しておりませんが、具体的な計画内容をできるだけ申請窓口へ事前に相談いただきますようお願いいたします。
52	第1回 松本会場	P20について 河川法で決められた河川区域内の民地（いわゆる河川内民地）の取扱はどうなるのか？	盛土規制法において「河川」は公共施設用地として規制対象外となっています。念のため、具体的な工事内容について個別に相談をお願いします。
53	第1回 松本会場	P24 行為対象地が、今後、河川管理施設となる場合は、「公共の用に供する施設」に該当し許可を要しない行為となるのか？	盛土規制法の規制対象行為に着工する時点で、公共の用に供する施設となる見込が確定しているのであれば許可不要と考えますが、具体的な工事内容について個別に相談をお願いします。
54	第2回 上田会場	資料4ページに「公共施設のための工事で発生した土砂を、工事現場以外の土地で残土処分等を行う場合は、規制対象となる」とあるが、盛土条例では地方公共団体が行う盛土等は対象外であったと認識しているが、盛土規制法では規制対象となるということか。	公共施設に係る工事で発生した残土処分や公共施設として挙げられている以外の施設のために盛土等を行う工事は、盛土規制法の規制対象となります。
55	第2回 上田会場	残土処分場として将来的な高さが15メートルとなる場合で、盛土としては段階的に行っていることになるが、盛土規制法の申請及び定期報告の取扱いはどうようになるのか。	残土処分場としての最終的な計画高さにより設計していただき、許可申請をしていただくことになります。 また、定期報告についても許可を受けてから3ヶ月ごとに報告していただく必要があります。
56	第2回 上田会場	許可申請にあたって住民への周知が必要になるが、反対意見があった場合、許可手続きに影響はあるか。	許可基準としては、反対意見に対する対応についての規定はありませんが、反対意見を解消するよう努めてください。
57	第2回 上田会場	標準処理期間の30日は長すぎるのではないか。また、中間検査の方法についても明確にされたい。	標準処理期間については、国の技術的助言を参考にしているためご理解ください。 中間検査については、事前に検査日程などを相談していただいたり、規模が大きな場合は工区分けにより順次検査をするなど、なるべく工事が中断しないように調整してください。
58	第2回 上田会場	道路や河川等の公共事業により発生した土砂を工事現場以外の場所に盛土等をする場合、受注者側で許可申請を行うことになると思われるが、申請してから許可になるまでに30日もかかると、申請手続きだけでも工期が伸びてしまう。国、県及び市町村が連携して残土処分場を作るのが理想ではないか。仮に受注者で処分する場合、処分費用を発注者側が責任をもって出してくれるのか。	原則としては、残土処分場所を発注者が指定して発注を行い、発注時には許可が取れていることが前提となります。
59	第2回 上田会場	現在、都市計画法の開発許可を受けて工事をしている案件があるが、規制区域の指定時に着手しているため届出が必要となるということでしょうか。	規制区域の指定日において、盛土規制法の規制対象となる盛土等の工事をしている場合は、届出が必要となります。
60	第2回 上田会場	都市計画法の開発許可は盛土規制法のみなし許可となり標識の設置が必要となるとのことであるが、開発許可と盛土規制法の2種類の標識を掲示することになるのか。	開発許可の標識に、盛土規制法で掲示すべき内容が盛り込まれているのであれば、標識は1種類で問題ありません。
61	第2回 上田会場	中間検査を実施した場合、特定工程以降の工程にいつ着手できるのか。	中間検査後の検査合格証の交付をもって着手が可能となります。
62	第2回 上田会場	宅地分譲をする場合の擁壁の規定について教えてほしい。	擁壁につきましては、建築基準法の規定を準用するようになっており、L型等のプレキャスト擁壁の種類によっては、基準に適合していないものもあると思われます。特殊な構造である場合は、大臣認定を受けた擁壁である必要があります。
63	第2回 上田会場	既製品のL型擁壁を設置する場合の擁壁相互間（継目）の基準はどのように考えればよいのか。構造計算等が必要となるか。	具体的な事例により、所管する許可権者にご相談ください。
64	第2回 上田会場	許可後の変更にあたり、軽微な変更ですむものと変更許可申請が必要なものの説明をお願いしたい。	詳細は手引きでお示ししたいと考えておりますが、例えば法人の代表者が変更となる場合は、軽微な変更として届出をしていただき、盛土等の規模が変更となる場合は、変更許可申請が必要となります。
65	第2回 上田会場	資料57ページに三次元解析についての記述があるが、三次元解析が必要なる場合、どのタイミングで必要との指示があるのか。	盛土等防災マニュアルにおいても、大規模な盛土は三次元解析を行うことが望ましいとの記述であり、必ずしも必要とはなっておりませんが、溪流等において高さが15mを超え、盛土量が5万㎡を超えるような大規模な盛土については、三次元解析について検討してください。
66	第2回 上田会場	過去に盛土された場所において、さらに盛土をする場合の地盤の考え方について伺いたい。	地盤調査により、過去に盛土された部分についても十分な安定性が確認できた場合には、地盤として判断できる可能性があります。事例ごとの判断が必要になると考えます。
67	第2回 上田会場	一時的な土石の堆積の場所で面積や高さが超えると規制区域対象となると思います。土場置場を所有して一時的ではなく継続的に土場置場として利用する場合でも5/27以降に申請許可を受けるのでしょうか？また工事ではないのですが継続的となるため中間報告や完了報告は不要で定期報告のみになるのでしょうか？	継続的に土砂の出し入れがあるような場合でも、規制対象規模を超えて盛土をする場合は、5月26日以前から実施中のものは届出、それ以降から新たに実施するものは許可を受ける必要があります。 土石の堆積については中間検査の規定はありませんが、一定規模以上の場合は3か月ごとの定期報告が、許可案件については行為完了後に完了確認が必要になります。なお、届出案件については、定期報告や検査は不要です。 土石の堆積で許可の場合は期間の上限を技術的助言を基に5年と定める予定であるため、5年を超えて実施する場合は、許可期間内に変更許可を受ける必要があります。届出については期間の上限はありません。

番号	参加会場	質問	回答
68	第2回 上田会場	説明会資料の26ページの件です。工事の許可が出ている窪地の土地に基準面の道路まで土を入れてます。ただし土を入れるのは基準面の道路までで道路より高くなるような盛土はしません。その場合は届け出や許可は不要でよろしいのでしょうか？（道路より高くなければ面積や地盤からの高さ関係なく届出許可不要という考え）	四方が道路や宅地等に囲まれた窪地においては、窪地の周囲の一番低い面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えるかどうかで判断します。
69	第2回 上田会場	L型擁壁ですがすでに許可を頂いて実施しているものについては5/26以降でもそのL型擁壁設置で問題無いという考えでよろしいでしょうか？	既に実施中の工事については、現在実施しているもので引き続き工事を継続して差し支えありません。 なお、一定規模以上の盛土等を伴う場合は、規制区域指定日から21日以内に届出が必要です。
70	第2回 上田会場	再度確認のため質問をします。24Pの公共施設のための工事で発生した土砂を工事現場以外の土地で残土処分する場合は、工事主はあくまでも発注者という考えで、受注者では無いという解釈で良いでしょうか。（つまり受注者が改めて許可を取る必要はないという理解で良いでしょうか。）	公共施設のための工事においては、発注者が処分場所を指定して発注することが原則であるため、発注者が許可等を得た処分場を指定する必要があり、受注者が改めて許可を取る必要はありません。
71	第2回 上田会場	公共施設のための工事で発生した土砂を『受注者が所有する土地』を利用した場合であっても質問番号47の解釈は成り立つのでしょうか。	発注者が指定した場所ではなく、協議等を経て受注者が所有する土地へ残土処分等を行う場合は、受注者が工事主として申請をしてください。
72	第2回 上田会場	公共施設のための工事の『受注者が所有する土地』が複数の公共工事現場の残土を受け入れる場合において、届出または許可が必要となるのは12p、13pに示す届出・許可基準に達すると見込まれた場合に限り行うという理解でよいでしょうか。またそれを行うとした場合、工事主なのか土地所有者なのかご教示ください。	自らの土地を残土処分地として複数の公共施設のための工事から発生した土砂を受け入れる場合、個々の工事ごとの規模で判断するのではなく、計画している最大の高さや面積が規制規模以上となる際には許可や届出の手続きが必要です。 なお、その場合の申請者は、残土処分を行う土地所有者(=受注者)が許可等の申請者となります。
73	第2回 上田会場	今後、公共施設のための工事に伴い発生する残土については基本的に発注時に場所・処分方法も含め原因者が処分条件を明示するという理解で良いでしょうか。また長野市・松本市以外の市町村に対する周知・指導をどのように行う予定なのかご教示ください。	公共施設のための工事においては、原則として発注時に場所等の条件を明示することとなります。 長野市・松本市以外の市町村や県などの発注機関に対しては、3月に説明会を実施しています。
74	第2回 上田会場	2メートルを超える土留めが必要な崖の場合、工作物の確認申請も必要になるのですが、その場合でも許可申請は別途必要でしょうか？	盛土規制法の許可を受けたものに基づいて実施される擁壁等は、建築基準法の確認申請は不要となります。
75	第2回 上田会場	今回の法律は造成に関するもので、建築物、工作物を建築しようとするときの、盛土、切土は関係ないのでしょうか？	建築物、工作物の基礎等の建築・築造に伴う掘削及び埋戻しは規制対象外ですが、同時に敷地内で行う盛土・切土は規制対象となります。
76	第2回 上田会場	設計計画を立てるに当たり盛土規制にかかるとわかっている現場で盛土規制法運用の5月26日の前に建設事務所へ相談に行くことは問題ないでしょうか？	随時、建設事務所へご相談いただいても構いません。
77	第3回 飯田会場	①手引きの公表時期を教えてください。 ②盛土条例の許可を受けて工事中の現場で工事内容に変更が生じた場合の取扱いについて教えてください。	①手引きについては3月中に公表する予定です。 ②規制区域の指定日において、既に盛土等の工事を行っている場合は指定日から21日以内に届出が必要となります。なお、届出した内容から盛土等の規模が大きくなる等の変更が生じた場合は、盛土規制法の許可が必要となる可能性があります。
78	第3回 飯田会場	標準処理期間が示されているが、本当にこの期間内で処理が可能なのか伺いたい。	45日は県独自の設定となりますが、その他の処理期間につきましては、国の技術的助言を準用しており、この期間内に処理することを原則としております。 なお、不備等がある場合の補正期間は含んでおりませんのでご承知おきください。
79	第3回 飯田会場	盛土条例と盛土規制法の違いについて教えてください。	盛土条例は3,000㎡以上又は高さ5m以上の盛土等を規制の対象としておりますが、盛土規制法については規制区域ごと対象が異なります。 なお、盛土規制法の許可を受けたものについては盛土条例の許可は不要となっております。
80	第3回 飯田会場	中間検査の特定工程に排水施設の設置とあり、段階的に工事を行っていくため、何度も中間検査を受けることが想定されるが、中間検査に要する日数について教えてください。	工区分けによる段階的な中間検査の実施を想定しております。案件ごとの対応となるため、具体的な日数をお示しすることは困難ですが、例えば、中間検査申請書は工事完了から4日以内に申請いただく必要がありますが、事前に日程を調整するなどして中断期間がなるべく短くなるよう運用してまいりたいと考えております。
81	第3回 飯田会場	開発許可や林地開発が同時に必要となるケースがあると思われるが、書類作成や申請の優先順位等あれば教えてください。	開発許可は盛土規制法上、みなし許可となります。林地開発や農地転用許可などの他法令の許認可については、基本的には同日付けの許可となるよう運用してまいりたいと考えておりますので、各法律の基準に適合するよう同時期に手続きを進めてください。
82	第3回 飯田会場	許可不要の取扱いの中に、窪地を埋め立てるケースがあるが、30センチメートルを超える場合も許可不要でよいのか。	窪地の埋め立てについては、窪地の周囲の一番低い土地を基準面として、その高さまで埋める場合であれば、30センチメートルを超えても許可は不要となります。 なお、基準面を超えて規制対象の盛土等をする場合は、許可等の手続きが必要となります。
83	第3回 飯田会場	国や県等の場合は、許可ではなく協議とのことであるが、何が違うのか伺いたい。	手続き的な名称が異なるのみで、技術的な基準や手続きは許可申請と同様になります。

番号	参加会場	質問	回答
84	第3回 飯田会場	①土石の堆積の期間は5年以内とあるが、あらかじめ5年を超える場合の扱いはどうなるのか。また、当初は5年以内の予定であったが、何らかの理由により5年以上堆積する必要が生じた場合の扱いはどうなるのか。 ②公共施設用地における工事は許可を要しないが、その工事をするために必要な仮設の工事用道路を公共施設用地以外に造成する場合は許可の対象となり得るか。 ③資料23ページの左下の請負契約書や工事施工計画書に工事現場として位置付けられた土地に土石の堆積をする場合、工事現場からどの程度の距離までの土地であれば認められるのか基準があれば教えてほしい。	①土石の堆積については、5年以内で撤去するよう許可申請していただく必要があります。なお、5年以上堆積する必要がある場合には、変更許可により期間を延長していただく必要があります。 ②公共施設管理者が、公共施設用地内における工事に必要なものとして、公共施設用地外である民地等で仮設通路の工事を本体工事と一体的に行う場合、その規模等から当該工事を行う範囲を含めて公共施設用地における工事として取り扱うことが妥当と認められる場合は、規制対象外となります。なお、竣工後は、民地等の部分は公共施設用地として取り扱われないことから仮設通路を撤去しない場合、既存盛土等として規制対象となり、災害等のおそれがある場合には改善命令等の対象となります。 ③本取り扱いについては、公共施設用地における工事に限定した取り扱いとなります。具体的な距離要件の基準はありませんが、本体工事と一体的な安全管理が可能な範囲で認めることを想定しております。
85	第3回 飯田会場	開発事業者と残土処分事業者が同じ場合、どちらが工事主となるか。また、開発事業者と建設事業者の間に発注を委託している業者がいた場合は誰が工事主となるか伺いたい。	開発事業者が運営する残土処分場があれば、開発事業者が工事主として許可申請を行う必要があると考えます。 また、委託を受けた事業者が盛土等を行う発注者になる場合は、委託を受けた事業者が工事主となると考えます。
86	第3回 飯田会場	規制区域の指定日において既に実施している盛土等は21日以内に届出が必要とのことであるが、定期報告も必要となるか。	規制区域の指定以降に許可を受けた一定規模以上の盛土等が定期報告の対象となるため、ご質問の場合は定期報告は不要です。
87	第3回 飯田会場	説明紙P26の窪地が4面ではなく1面がさらに低い田だった場合の基準面はどこになるのでしょうか？紙面上記載の「基準面宅地」がどこになるのかがわかりません。隣接地のことでしょうか？	周囲が完全に囲われておらず、低い土地がある場合は窪地としないため、その際は現地盤が基準面となります。
88	第3回 飯田会場	説明紙P38の排水施設というのは、説明上にでてきた地下水排除工のことかと思いますが、位置指定道路等に設置する浸透柵等は雨水排水に該当すると思いますが、P38の排水施設設置に該当しますでしょうか？	資格を有する者の設計によらなければならない工事としての排水施設は地下水排除工だけでなく、雨水排水等の表面排水も該当します。
89	第3回 飯田会場	P23 「許可を要しない工事」 「・工事の施工に付随して・・・」の説明の中で ”本体工事に付随して行われる土砂の堆積は本体工事の許可に付帯するものとして扱われるので個別の規制法許可は不要”との説明がなされたと理解した。本体工事が規制法許可対象ではない場合（例えばトンネル工事）でも付随する土砂の堆積の許可は不要か。	工事の施工に付随して実施される土石の一時堆積について、本体工事の制限はないため、許可対象でない工事の場合も適用されます。
90	第3回 飯田会場	P21 「許可を要しない工事」 鉄道・運輸機構が災害時応急措置の許可不要となっている。 リニア事業でも(JR東海が開発事業者、鉄道・運輸機構がJRから工事委託を受けた発注者、ゼネコンが元請け)適用されるのか。	鉄道・運輸機構が工事主であれば許可不要です。
91	第3回 飯田会場	砂利採取法で、砂利採取を行った後の埋め戻し用の土を仮置きする際は、砂利採取法で許可申請しているため、盛り土の許可は必要ないと聞きましたが、その許可が終了して次の許可までの間は、事実上、無許可になりますがその間も保管は可能でしょうか？	砂利採取法第16条の認可(同法第20条の変更認可を含む)に基づき実施される工事は許可不要ですが、認可を受けた工事が完了後も引き続き土砂を仮置きする場合は規制対象となります。
92	第3回 飯田会場	盛土の届出は何が必要ですか。	届出に必要な書類は、届出書、位置図や平面図等の図面、写真、その他確認書類を想定しています。詳細については、別途手引きをご確認ください。
93	第3回 飯田会場	「許可を要しない工事」に該当する盛土等は、法第40条における届出も不要という理解でよいか	許可を要しない工事に該当する場合は、届出も不要です。
94	第3回 飯田会場	「工事の施工に付随して行われる土石の堆積」における『工事』の内容に特段の制限はないという理解でよいか (盛土等に限らず、例えばトンネル工事等も『工事』の一種と見なせるか)	本体工事の内容について制限はありません。
95	第3回 飯田会場	「工事の施工に付随して行われる土石の堆積であり、工事の現場または工事の現場の付近に堆積するもの」に該当する場合は、その堆積期間が5年を超えるものであっても「災害発生のおそれがないと認められる工事」であるという理解でよいか	一般的な土石の堆積については5年の上限がありますが、許可不要として取り扱うものについては期間の上限はありません。 ただし、あくまで本体工事に付随して行われるものであるため、工事完了時には全て撤去されている必要があります。
96	第3回 飯田会場	将来的に公共の用に供する施設となることが見込まれ、そのために盛土等工事を行うが、詳細は検討中である場合においても、「許可を要しない工事」に当てはめてよいか (許可を要すると判断される場合、その線引きを教示願いたい)	将来的に道路や鉄道などの公共の用に供する施設となることが決定している場合は許可を要しないと判断できますが、詳細設計が定まっていない見込みの状態では判断ができないため、詳細な構造を勘案して判断することとなります。
97	第3回 飯田会場	「公共の用に供する施設」における「砂防施設」と「砂防指定地内行為(砂防法における許可を取得するもの)」は別物か	砂防設備は堰堤などの設備が該当しますが、砂防指定地内行為は砂防設備以外の盛土等の工事も該当するため別物です。
98	第3回 飯田会場	「通常の営農行為に当たらない、ほ場の大区画化や盛土を伴う田畑転換などは規制対象になり得る」とあるが、その場合においても、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業の場合は「許可を要しない工事」であるという理解でよいか	土地改良法に基づき実施されるほ場の大区画化や田畑転換は許可不要です。
99	第3回 飯田会場	「既に行われている盛土等に関する工事」について、行っている行為が土砂を扱うものに至っていない場合(例えば、準備作業としての伐採作業に着手しているケース)も該当すると考えてよいか	杭打ち等の土地の形質変更に該当する行為が行われた時点を着手と考えるため、伐採工事のみでは未着手となります。
100	第3回 飯田会場	届出対象となる工事については、中間検査や定期報告、完了検査の受検対象外という理解でよいか	届出工事については、定期報告や検査の対象外となります。
101	第3回 飯田会場	事業主体と発注者は区分され、発注者が工事主として法申請を行うという理解でよいか	原則として工事発注者が工事主と考えられるため、発注者が申請者となるものと想定されますが、例外的なものについては個別に相談してください。

番号	参加会場	質問	回答
102	第3回 飯田会場	長野県盛土条例で行われているように、申請受理後、有識者への意見聴取は行われるのか。また、それも含めて「標準処理期間」として記載されているという理解でよいか	高さ15mを超える盛土については、申請内容について有識者への意見聴取を予定しています。 15mを超える盛土の標準処理期間は、意見聴取の日数も含んでいます。
103	第3回 飯田会場	特に溪流等における盛土では、地下排水管は造成レベルに応じて順次敷設していくこととなるが、敷設の都度中間検査を受検する必要があるのか (そうだとすると、検査回数が相当多くなる)	中間検査の対象となるのは地盤と盛土・切土の間に実施する暗渠排水工及びその周囲を碎石等で埋める工事が該当し、盛土内に行う横排水などは検査の対象となりません。 なお、大規模な盛土において、工程上いくつかの工区(進捗)ごとに中間検査を受検する必要がある場合は、複数回受験する必要があります。
104	第3回 飯田会場	中間検査待ちによる工程遅延リスクがあるため、検査方法は現地立会に限定せず、写真確認や遠隔立会等も選択肢としていただきたい。	検査については工事の進捗を管理しながら、検査申請前から日程を調整する等、検査待ちによる遅延が発生しないよう努めてください。 なお、検査方法は現地立会が基本となりますが、現地立会が困難な場合は、写真確認や遠隔臨場により行うことも考えられます。
105	第3回 飯田会場	本法令の運用が開始されたのち、盛土規制法においては「許可を要しない工事」に該当するが、長野県盛土条例においては「許可を要する工事」に該当する場合はどのように対応すべきか。	盛土規制法では許可不要となるが、盛土条例では許可を要する工事については、盛土条例の手続きが必要となります。 しかし、県としてもこのような取り扱いは非常に煩雑であるため、盛土規制法で不要なものは盛土条例でも不要となるように規則改正を検討中です。
106	第3回 飯田会場	法も条例ともに許可を要する工事に関しては、法の許可を取得すれば条例申請は不要となるのか。	盛土規制法の許可を取得した工事は、盛土条例の手続きは不要です。
107	第3回 飯田会場	本法令の運用が開始された時点において長野県盛土条例の申請手続き中(申請は完了しており、許可待ち)である箇所は、法においてどのような手続きを行うこととなるか	令和7年5月26日の運用開始時点で盛土条例の手続き中(現場未着手)であるものは、5月26日以降に別途盛土規制法の許可申請が必要になります。
108	第4回 長野会場	中間検査合格証は検査後、どのくらいの期間で発行されるか。 また、合格証が発行されるまでの期間は工事を中断していなければならないか。	合格証は検査後、1週間程度で交付することを想定しています。 特定工程以降の工事は、合格証の交付を受けた後でなければ実施できませんが、工区を分けるなどして全体的な工事が中断することがないようご検討ください。
109	第4回 長野会場	標準処理期間を示されているが、この期間どおりに処理できるよう職員の増員等、審査体制の強化をする予定はあるか。	現状、職員の増員の予定はありませんが、審査担当者向けの説明会等の実施により、円滑な事務処理が図られるよう努めてまいります。
110	第4回 長野会場	①許可申請の手引きはいつ頃公表される予定か。 ②盛土条例から盛土規制法に運用が変わるにあたり、技術基準や変更箇所が分かれば教えてほしい。	①3月中の公開を予定しています。 ②具体的な技術基準は手引きにおいて示す予定ですが、内容は概ね盛土等防災マニュアルを準用しております。
111	第4回 長野会場	盛土条例と盛土規制法の両方の許可が必要となるのか。また、他の法律による許可も必要となるのか。	盛土規制法の許可を受けたものは盛土条例の規制対象外となります。都市計画法の開発許可は盛土規制法上みなし許可となりますが、森林法や農地転用等の許可は、盛土規制法の規制対象外となりませんので、複数の法律で許可が必要となります。
112	第4回 長野会場	盛土条例の許可を受けて、5月26日以降も引き続き盛土を実施する場合、届出は必要となるか。	届出は必要となります。
113	第4回 長野会場	公共工事の場合、住民説明に要する日数は工期に考慮してもらえるのか。 建築物の建築工事が必要となる盛土又は切土は規制対象となるか。	発注者の方で許可を受けるため、工期の中で改めて説明会等を行うことは想定しておりません。 建築工事の基礎工事のみを行う場合は規制対象外となります。なお、建築工事と関係のない宅地の造成工事は対象となります。
114	第4回 長野会場	資料29ページの「地表水等を排除するための排水施設」について、どのような排水施設が対象となるか。 高さが2メートルを超えるふとんかごの除去も対象となるか。	盛土等に伴って設置された排水施設の撤去を対象とし、道路側溝などの撤去は対象外とします。 高さが2mを超えるふとんかごも崖面崩壊防止施設に該当するため、対象となります。
115	第4回 長野会場	規制区域の図はホームページで確認可能か。	現在は、規制区域の最終案をホームページで公表しており、規制開始後も各自治体のホームページで確認ができるようにしてまいります。
116	第4回 長野会場	みなし許可となる場合の完了検査の取扱いについて伺いたい。	盛土の部分を含めて都市計画法の開発許可の完了検査で検査を行います。
117	第4回 長野会場	標識などの様式は公開されるか。	申請様式や標識についてもホームページで公表する予定です。
118	第4回 長野会場	盛土規制法の運用開始後、条例を廃止する自治体が見受けられますが、条例廃止の予定はありますか。	令和7年3月末時点で盛土条例を廃止する予定はありません。
119	第4回 長野会場	条例が残る場合、工事現場内や隣地における工事施工関連の一時堆積は、法では適用除外となっていますが、条例での規制は継続されますか。	盛土規制法で適用除外となっている行為については、盛土条例でも適用除外となるよう、別途規則改正を検討しています。
120	第4回 長野会場	条例が残る場合、法に基づく「許可」を受けたものは条例は適用除外になりますが、「届出」をしたものは除外されないのでしょうか。例えば、「特盛区域内で高さ5m、面積1000㎡の一時堆積」の場合は、法の届出対象であり、条例の許可対象にもなるため、2重手続きが必要と解釈します。	盛土規制法で「届出」となっているものについて、盛土条例では適用除外となりませんが、盛土条例では土石の一時堆積の場合、高さが5m未満であることが技術基準で示されております。
121	第4回 長野会場	申請者の負担軽減のため、インターネット行政地図(信州くらしのマップ)にて、規制区域図を閲覧可能にいただけるとありがたいです。	信州くらしのマップで確認できるよう、整備を進めます。なお、長野市分は長野市の行政地図情報にも掲載予定です。

番号	参加会場	質問	回答
122	第4回 長野会場	23頁 2-3許可を要しない工事 の中で「土石の体積を行う土地の面積が300m2を超えないもの」とありますが、以下のケースも該当しますでしょうか。自社残土置き場に公共工事の土を搬入する場合、例えば今年度の工事では200m2で済む場合、今年の申請は不要で、来年度残土が発生する工事を落札して、追加で200m2の面積に入れることになった場合は、合計が300m2を超えるのでその際に申請が必要でしょうか？	最大時に堆積する盛土の高さが2m超で、かつ、面積が300㎡を超える場合（2m以下の場合は500㎡超の場合）に手続きが必要となります。 ご質問の場合、基準規模を超える計画となった時点で、該当する行為に着手する前に手続きが必要となります。なお、将来的な構想を見据えて、受注確定前であっても最大規模を想定して申請手続きを行うことも考えられますのでご相談ください。
123	第4回 長野会場	24頁 2-3許可を要しない工事 の中で「公共施設のための工事が発生した土砂を、工事現場以外の土地で残土処分等を行う場合は、規制対象となる」とありますが、説明会での質疑応答では、通常発注者が処分場を指定するので発注者が手続きするとの回答だったと思います。処分場が指定されない場合は、施工業者が申請することとなりますか。申請等に掛かる費用は、工事の中で計上いただけるのでしょうか。	公共工事においては、盛土規制法の許可を得ている処分場を指定することを原則としていますので、受注者が盛土規制法の許可等を得ることは想定していません。 万が一、そのような事態となった場合は、費用負担について発注者との間で協議してください。
124	第4回 長野会場	31頁 2-4届出を要する工事 の中で「届出期間R7.5.26～6.16」となっていますが、すでに行われている工事が前述の期間内に完了する場合も届け出が必要でしょうか。その場合、工事完了後に届け出るという事後のケースも発生することもあると思いますが。	規制区域指定日前に完了しない工事は届出が必要です。 ご質問のケースは稀だと思いますが、法の基準に従って手続きしてください。
125	第4回 長野会場	資料p27の「許可の特例(国または都道府県等の特例、みなし許可)」対象の工事でも、資料p40の「標識の掲示」は必要となるのでしょうか？	必要です。 標識の掲示(法49条)は、「12条1項若しくは30条1項の許可を受けた工事主又は27条1項の規定による届出をした工事主」に対して課される手続きであり、みなし許可等は「12条1項(または30条1項)の許可を受けたものとみなす」等とされることから、適用されます。
126	第4回 長野会場	資料P27には「都市計画法に基づく開発許可を受けると盛土規制法による許可を受けたとみなす」とありますが、林地開発許可を受けている場合は、みなし許可には該当せず別途盛土規制法の届出又は許可が必要でしょうか？ 長野県盛土規制条例においては、林地開発許可を受けている場合は盛土条例の許可不要、と理解しておりましたが、よろしいでしょうか？	盛土規制法では、林地開発許可はみなし許可には該当せず、別途盛土規制法の届出又は許可が必要です。 ご指摘のとおり、盛土条例では、林地開発許可を受けている場合は許可不要です。
127	第4回 長野会場	資料P30にある「既に行われている工事」として、現在運営中の残土処分場は届出は必要でしょうか？ また、この届出受理後に公表される情報に、届出日は含まれるでしょうか？(届出日は、再生資源利用促進法における確認結果票に記載が必要な情報となります)	規制基準に達する(既に到達している場合、これから到達する場合、ともに)規模の残土処分場は、届出が必要です。 届出受理後に公表される情報に、届出日は含まれます。
128	第4回 長野会場	宅地造成等工事規制区域において、許可が必要となる規模の工事が令和7年5月26日(予定)以前に着手していた場合、区域指定日21日以内に届出をするとありますが、審査項目等はどのようなものになりますでしょうか、また、許可申請ではなく、届出ということでしょうか。審査項目等確認いたしたく、書式様式等はいつ頃閲覧できますでしょうか。	当該届出に審査項目は規定されていません。 様式は、申請の手引とともに3月頃公表予定です。
129	第4回 長野会場	みなし許可について、都市計画法42条申請につきましても適用となりますでしょうか。	なりません。 特例の対象は、都市計画法第29条第1項又は第2項の許可のみです。
130	第4回 長野会場	中間検査についてお尋ねします。例、排水施設の設置とありますが、盛土規制法、みなし許可の開発29条の両方について、浸透施設、貯留槽等の中間検査が必要となりますでしょうか。	みなし許可の案件を含め、中間検査の対象となる「特定工程」は、「盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程(令第24条)」と規定されています。 特定工程が含まれる盛土等の行為で、中間検査が必要とされる規模のものについては、中間検査が必要となります。 なお、都市計画法第29条の開発許可については、中間検査の規定はありません。
131	第4回 長野会場	現時点で5月26日に規制区域指定とありますが、5月25日に着工の工事については届出ということになりますでしょうか、申請準備期間等ありますか？	指定日前に着工する工事は届出の対象です。 お早目にご準備をお願いいたします。
132	第4回 長野会場	配布資料p24「2-3許可を要しない工事 ■公共施設用地における工事■」以外の工事の例としてどのような工事が想定されるのでしょうか。(農地、宅地の基盤整備などでしょうか？)	2-3許可を要しない工事については、p20～26に記載のとおりです。
133	第4回 長野会場	配布資料p24「2-3許可を要しない工事 ■公共施設用地における工事■」は、p27「許可の特例」の協議(許可)の手続きも必要ないことを意味しているのでしょうか？	貴見のとおりです。 許可を要しない工事について、許可の特例を適用することはありません。
134	第4回 長野会場	本法の該当する公共工事の発注にあたっては、該当する旨および手続き状況(未了の場合、完了の時期)は特記仕様書などで公表されるのでしょうか？ または、入札前の質問書受付の段階で、応札希望者側から都度、確認する必要があるでしょうか？ あるいは、手続きが完了した段階で発注されるのでしょうか？ (手続き未了による工事着手の遅れを心配しての質問です。)	盛土規制法の許可を要する行為の工事主が誰になるのかは、個々の工事や発注形態により異なることが考えられます。 国交省発行の事業者向けパンフレットの裏表紙をご覧ください。 に、その都度ご確認ください。
135	第4回 長野会場	公共工事については、許可を要しない工事となっておりますが、(資料P24) 工事で発生した土砂について、自由処分の設計の場合は、どのような手続きになりますか？ 合わせてストックヤード登録をしてある業者管理のヤードに運ぶ場合は申請手続きが発生しますか？ ストックヤード会社にて、許可を取っている場合は持ち込み会社による申請は必要ですか？	91の回答に同じ
136	第4回 長野会場	計画図に基づき、届出、許可が下りた工事で、一時的に(期間は工期内)土砂等を仮置きする場合、施工計画書などにその旨を記載する程度で良いですか？ 例えば盛土材、碎石等を場内にストックするため、一時的に高さ30cm以上、30度以上となる場合、どの程度の範囲で届出すれば良いですか？	工事現場内の仮置きは対象外です。 なお、工事に付随して行う一時的な堆積について、許可不要と判断されるものについて規模の要件はありません。

番号	参加会場	質問	回答
137	第4回 長野会場	資料P24、P27 許可を要しない工事として「公共施設用地における工事」「国又は都道府県等の特例」がありますが、河川の築堤盛土及び埋め立てなどは許可が必要ですか？ 例えば、公共工事にて河道掘削等にて発生した土砂を、他の流用する箇所に持ち込み仮置きする場合、許可が必要ですか？ 許可が必要な場合、誰が許可を得るのでしょうか。（流用する事業者ですか？）	河川の築堤及び埋め立ては対象外です。 河道掘削土砂の仮置きをする場合は、許可が必要となることが考えられます。その行為の主体(管理者)は、発生側でしょうか、受け入れ側でしょうか？そのどちらかの工事主がと考えられます。 なお、流用する箇所が土砂受け入れ側の工事現場内であれば、工事に付随して行う一時的な堆積として許可不要です。
138	第4回 長野会場	公共工事業業地内にて土砂を仮置き(相当な土量及び面積にて仮置き)する場合、許可は不要ですか？ 尚、現状その事業地内においては公共の道路が存在しています。また、複数の工事にて仮置きしています。	道路など、公共施設用地における土砂の仮置きについては、許可不要です。
139	第4回 長野会場	資料P27に、都市計画法に基づく開発許可を受けた工事は盛土規制法による許可を受けたものとみなされると記載があります。相当量の盛土量がある場合、土地区画整理法に基づき認可をうけたものは盛土規制法による許可をうけたものとみなされますか？ 同様に林地開発許可をうけたものは対象となりますか？	土地区画整理法及び森林法の許可は、盛土規制法の適用除外の対象ではありません。
140	第4回 長野会場	資料P29に、届出を要する工事の中に高さ2mを超える擁壁除去とありますが、排水路等において2mを超えるものを撤去する場合も届け出が必要となりますか？	実質的に2mを超える擁壁の機能を果たしているような排水路の場合は、届出の対象となる可能性がありますのでご相談ください。 なお、「ウ 地表水等を排除するための排水施設」は、盛土に関連するものを対象としています。
141	発注者向け説明会	既存の条例である「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」と今回の法規制との関係について、改めて説明をお願いします。（法規制はかからないが、条例に基づく手続きがあるか等）	盛土規制法の許可を取得した場合は、盛土条例の手続きは不要となります。また、法で手続き不要となっているものについて、条例でも手続き不要となるよう規則改正を検討しています。
142	発注者向け説明会	規制区域のGISデータについて、担当へ作業依頼をしたいため、いつ頃に提供していただけるか教えてほしい。	各市町村へのGISデータの提供は3月末を予定しています。
143	発注者向け説明会	【許可を要しない工事】 災害発生のおそれがないと認められる工事(1)に土地改良法が位置付けられている。リニア関連の残土を受け入れ盛土がされたところで行うほ場整備事業について地元関係者が共同で実施できるものとして土地改良法で位置付けられているが許可不要と捉えてよいのか。 共同施行申請者が作成する土地改良事業計画書による認可申請は市町村で受理、認可されるがその計画書には災害発生のおそれの有無に関わる事項は特に定められていない。 具体的な運用を示してほしい。	省令第8条第1号には「土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事」と記載されています。受け入れる盛土がリニア関連の盛土であっても、上記に該当する事業であれば許可不要です。 国の技術的助言において、『「土地改良事業に準ずる事業」は、盛土等の施工に際して土地改良事業の実施に当たって用いられる「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることが必要』とされており、例えば土地改良区が単独で行う事業であれば、土地改良区の事業実施要領等に当該事業で適用する安全性を確保するための基準等を明記した上で、盛土等の安全性を踏まえた適切な設計及び施工を行うことが前提に許可不要となります。
144	発注者向け説明会	【責任の所在】 質問3に基づく施行がされた場合の責任の所在についてどのように捉えたらよいか。 ほ場整備後、耕作地は個人に、また、同水路等施設は法面も含め施設管理者が管理責任を負うことになるが、盛土造成主に責務(関与)を有するようになれるか。	土地の管理責任は土地の所有者が負うことが原則であると考えますが、例えば盛土造成主と管理についての協定を結んで、完了後も造成主に責務を持たせることは可能です。
145	発注者向け説明会	村名義の土地を残土捨場として使用する場合も許可が必要になるのか。 また、R7.5.26以前に使用している残土捨場の取扱いはどのようになるのか。	土地の所有者が県や市町村等であっても、残土処分地となるのであれば許可等が必要です。 R7.5.26以前に完了しているものであれば手続きは不要ですが、R7.5.26以前に着手しており、その日以降も工事を継続している場合は、6.16までに届出が必要です。
146	発注者向け説明会	民間で森林法、農地法、砂防法の許可を受けて盛土を行う場合も規制法の届出や許可は必要でしょうか。	森林法、農地法、砂防法の許可は、許可不要行為に当たらないため、別途盛土規制法の手続きが必要です。
147	発注者向け説明会	特盛区域における届出対象の行為については、資料33頁以降で説明いただいた「土地所有者等の同意」及び「周辺住民への事前周知」は法令上不要ということでよいでしょうか。	届出行為については、土地所有者等の同意や事前周知は不要です。
148	発注者向け説明会	資料30頁で説明いただいた区域指定後の事後届について、特盛区域の届出対象の行為も対象ということでよいでしょうか。	継続中の工事における届出は、特定盛土等規制区域の届出対象の規模から必要です。
149	発注者向け説明会	資料30頁で説明いただいた区域指定後の事後届について、届出書には土地所有者等の同意書の添付も必要ということでよいでしょうか。	必要書類は別途手引きでもお示しますが、届出については土地所有者等の同意書は不要です。
150	発注者向け説明会	説明会の開催について、他法令(開発にかかる条例や大規模小売店舗立地法)に基づく説明会の開催をもって、盛土規制法の説明会を実施済みとしてよいのか。(別途、盛土規制法に基づく説明会を開催しなければならないのか)	他法令に基づく説明会の開催において、盛土規制法で求める内容の説明を含むのであれば、別途開催は不要です。
151	発注者向け説明会	都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については、盛土規制法の許可が不要で、定期報告、中間報告の受検、標識の掲示のみでよいとのことであるが、開発許可の所管部局から、盛土規制法のそれらの手続きについて案内があるのか。(安曇野市の場合、開発許可については松本建設事務所が所管であるが、盛土規制法については、安曇野建設事務所が所管である)	開発許可の審査段階で、盛土規制法の所管部局へ合議をすることを想定しています。 また、開発許可の許可証交付時に、盛土規制法に該当する旨を案内する予定です。
152	発注者向け説明会	公共施設のための工事で発生した土砂を工事現場以外の土地で残土処分等をを行う場合は、規制対象となることだが、当初は、公共施設の工事現場のための利用予定で規制対象外として手続きを行わなかった残土について、利用目的が変更し、その残土を民間の開発地で利用することになった場合はどのように取り扱うのか。	公共の用に供する施設のための工事で、工事に付随して行われる一時的な土石の堆積は許可不要となります。 利用目的が変わり、民間の開発地となるのであれば、既存盛土等として規制対象となります。

番号	参加会場	質問	回答
153	発注者向け説明会	公共工事について「工事現場以外の土地で残土処分を行う場合は規制対象」とありますが、工事現場とは、他の道路等の公共工事現場を含むでしょうか。（別工事箇所への盛土としての残土処分は許可（協議）を要するでしょうか） また、含むとした場合、別の建設事務所や市町村など管理者が異なる公共工事現場の場合であっても、許可（協議）を要しないものとなるでしょうか。	ある工事で発生した土砂を、別の公共の用に供する施設のための工事に流用する場合は、流用先が異なる管理者の公共工事であっても、許可（協議）は不要です。
154	発注者向け説明会	土壌汚染対策法の届出を提出して実施している工事については、盛土規制法の許可申請はしなくても大丈夫でしょうか。	省令第8条第5号に「土壌汚染対策法第16条第1項の規定による届出をしたものが行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事」となっているので、この規定に当てはまらない届出等は、盛土規制法の申請が必要です。
155	発注者向け説明会	法の対象外となる行為について 説明資料p25で生コンクリートの「骨材」の堆積は対象外とのことでしたが、砂利採取法の許可に基づき採取した「砂利」及び製造した「骨材」をプラントに堆積する場合は「骨材」のみ対象外ということで良いか？	商品又は製品として堆積する「砂利」や「骨材」は規制対象になります。
156	発注者向け説明会	一時的な土石の堆積について、市有地を土捨て場として活用している。現在の土捨て場の堆積土は8割近くが県施工の残土である。面積要件としては特定盛土等規制区域内の許可要件に該当すると思われるが今後も県施工の残土を無償で受け入れた場合にも市が工事主として許可申請を行うのか？	残土処分を市が実施している場合は市が工事主、市の土地を貸し付けており残土処分の工事自体は県が行うのであれば県が工事主として申請を行うべきものと考えます。
157	発注者向け説明会	県の工事での残土を無償で受け入れていますが市が許可を得た場合に新たな県の工事による残土分の許可申請、定期報告、中間検査、完了検査は県が行うのでしょうか？市が行うのでしょうか？	市が許可を得たのであれば、許可後の手続きも市が行うことになります。
158	発注者向け説明会	資料24ページ 許可を要しない工事について リニア駅前広場は道路、広場、駐車場、雨水貯留浸透施設、木造大屋根等で構成されますが、駐車場も許可を要しない工事として判断できますでしょうか？	公共団体が管理する道路や広場の一部としての駐車場であれば許可不要と考えられますが、広場に内包されない駐車場（例えば、駅利用者のための駐車場）は許可を要するものと考えます。
159	発注者向け説明会	資料24ページ 許可を要しない工事について リニア駅前広場の管理運営は民間事業者となる可能性もあるが、工事完了時は市有施設となる為、許可を要しない工事として判断できますでしょうか？	地方公共団体又はその指定管理者等による管理の位置付けがされているのであれば許可を要しない広場と解されます。
160	発注者向け説明会	既に行われている工事の届出について、令和7年5月26日～令和7年6月16日までの届出期間となっていますが、届出の様式、届出内容は許可申請と同等の書類が必要となりますか？	必要書類は別途手引きでもお示ししますが、通常の許可申請に比べて書類は簡略化されたものになります。
161	発注者向け説明会	許可申請前の所有者同意状況確認についての「権利を有する者全ての同意について」の範囲は共有地で大きな筆界であった場合、名義人全員から同意が必要か、盛土を行う範囲の部分のみ貸借など契約が出来ていて、なおかつ同意が得られていれば良いか、お教え下さい。（大きな公園1筆内で同意得られた方の立ち回りのみをお借りして盛土するイメージです。）	大面積の筆において、盛土を行う範囲内の同意が得られていれば、盛土を行わない土地の同意については不要です。
162	発注者向け説明会	P13 2-3許可を要しない工事について 工事現場の土石の堆積は許可不要扱いの記載があるが、工事のための仮設道路などを築造するために許可対象高さ以上の切盛した場合は許可対象となるかご教示いただきたい。（P24以外の工事において）	工事に付随して行われる仮設工事で、本体工事と一体的に管理を行うものであれば、工事の現場の付近で行われる土石の堆積として許可不要です。
163	発注者向け説明会	P29 公共施設用地の転用の届出について 届出対象とする規模基準があるかご教示いただきたい。また、対象は法の施行以後に切盛土などを行い、許可不要としていた土地を転用する場合ということか？そうではない場合、すべての公共施設用地を転用する場合に必要ということか。（例えば、土地の交換や赤線・青線の付け替えとかも対象となるか？）仮に、法施工前の切盛を行った土地も対象ということであれば、その情報はどのように判断するのか。	公共施設用地の転用の届出について、規模の基準はありません。また、公共施設の造成時期に関わらず、公共施設を宅地や農地等に転用した場合は届出が必要となります。
164	発注者向け説明会	P35 周辺住民への事前周知について 説明会等の結果、周辺住民から反対や意見・要望が出された場合、周辺住民全員の同意を得るまで対応する必要があるのかご教示いただきたい。（説明だけでなく、同意まで必要となると許可基準以上の対応や措置を行う必要が生じるケースも想定されるがいかか）	同意が必要な範囲は土地所有者のみで、周辺住民の同意は要件に含まれていませんが、事前周知を経て出された意見等については事業者においてできる限り解消するよう努めてください。
165	発注者向け説明会	P47 責任の所在の明確化 土地所有者等に維持責務が発生することから、宅地分譲等において宅建業者の重要事項説明の項目に入ることによってよい。また、宅建業者への周知も必要と思われるが、宅建業者へも周知済みということによい。	宅地分譲における重要事項説明では、規制区域に該当すること等が含まれています。周知については、宅建業者も含めた事業者向けの説明会を2月に実施しています。
166	発注者向け説明会	P17 許可対象の考え方について 時期的近接性について、目安となる期間はあるかご教示いただきたい。	個別事例によって判断となるため、具体的な期間はありません。

番号	参加会場	質問	回答
167	発注者向け説明会	資料P12には一時的な土石の堆積について記載がありますが、一定期間(5年以内)とする根拠法令等は有るのでしょうか。 当市は、建築基準法上の規定を準用し、原則1年以内を仮設期間としています。また、農地法第5条の一時転用期間は3年以内であり、5年以内は長すぎると思いますがいかがでしょうか。	国の技術的助言において「土石の堆積に関する工事の許可が申請された場合には、許可の際に工事の期間が5年以内であることを確認することが考えられる」とあり、この記述を基に5年以内という取扱いとしています。
168	発注者向け説明会	資料P30には既に行われている工事の届出について記載がありますが、規制区域に関わらず一定規模以上の高さ及び面積を有する工事は「届出れば良い」という認識でしょうか。	継続中の工事における届出は、区域によって必要となる規模は変わらず、宅地造成等工事規制区域の許可対象(特定盛土等規制区域の届出対象)の規模から必要です。
169	発注者向け説明会	資料P50には手数料について記載があり、中核市以外の自治体は手数料が発生すると説明がありました。 既に予算要求時期を過ぎているうえ、金額もこれから公表という状況のため、令和7年度分は手数料免除としていただきたい。 若しくは、令和7年5月26日以降の工事についても、「届出れば良い」という取扱いにしていきたい。	手数料徴収については免除の規定はないためご理解いただきたい。
170	発注者向け説明会	事務の流れについて ・届出・申請は各建設事務所等になりますが、所在の市町村への意見照会は想定されていますでしょうか。	申請案件の市町村への意見照会は規定されていませんが、事務処理の中で検討してまいります。また、申請が許可や受理された場合、市町村へ通知することとなっています。
171	発注者向け説明会	検査・定期報告について ・中間検査、完了検査は所在市町村の立ち合いはなく各建設事務所等のみの体制で実施する認識でよろしいでしょうか。 ・定期報告は各建設事務所等への提出(所在の市町村への経由は無し)でよろしいでしょうか。	検査・定期報告について市町村に事務を担っていただくことは想定していません。
172	発注者向け説明会	建築確認について ・建築確認協議書に新たに特定盛土規制区域について確認欄の追加は想定されていますでしょうか。 ・届出・申請に該当する案件かの判断は各建設事務所等が行う認識でよろしいでしょうか。	建築確認協議書の改訂のタイミングで建設事務所建築課へご相談ください。 届出及び許可の要否の判断については、建設事務所維持管理課で行います。
173	発注者向け説明会	説明会資料p27に、国または都道府県等の特例として許可権者との協議が成立することをもって許可があったものとみなされる、とありますが、現場への標識掲出、中間検査、定期報告及び完了検査は対象になりますか。	協議においても、標識の掲示、中間検査、定期報告及び完了検査は対象となります。
174	発注者向け説明会	5/26の宅造区域及び特盛区域の指定時点で既に行われている盛土等工事の工事主による届出は、①特盛区域内の工事であっても、宅造区域内において許可が必要な規模に該当すれば届出が必要ということでしょうか。②国や都道府県等が発注する工事も対象となりますか。③届出以後は、標識の掲示は必要であるが、定期報告、中間検査及び完了検査は不要ということでしょうか。	①その認識で問題ありません。 ②国や都道府県が発注する工事も対象となります。 ③継続中の工事については標識の掲示、定期報告、中間検査、及び完了検査は不要です。
175	発注者向け説明会	盛土規制法の許可又は届出の対象となる工事について、それらすべての工事に排水施設の設置が必要ということでしょうか。 それとも、盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地を対象とした工事のみ排水施設の設置が必要なのでしょうか。	面積1,500㎡を超える土地における排水施設は、資格を有する者の設計によらなければならないとされており、1,500㎡以下の場合は排水施設の設置不要というわけではありませんので、政令第16条等に基づいて排水施設の設置を検討してください。
176	発注者向け説明会	盛土規制法の許可又は届出の対象となる工事の中で設置する排水施設の設計の際に基づくべき基準類をご教示ください。	政令第16条の他、手引きや盛土等防災マニュアル(解説含む)を参照してください。
177	発注者向け説明会	盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設計の際、設計者の資格として「ク.土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有するもので、国土交通大臣の認定する講習を終了した者」と資料に記載ありましたが、「国土交通大臣の認定する講習」の名称と受講方法をご教示ください。	省令第35条第1号において、「土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則第19号第1号トに規定する講習を修了した者」とあります。詳細は都市計画法施行規則の該当条項を確認してください。